

令和6年度 第1回松本市個人情報保護制度審議会 会議録

1 日 時 令和6年8月30日（金） 午前10時から午前11時30分

2 場 所 松本市役所 大手会議室A

3 出席者

- (1) 委員 土屋会長、小池委員、大竹委員、福嶋委員、山田委員
- (2) 議会事務局 住吉次長、中田次長補佐、大久保次長補佐、鈴木主任
- (3) 事務局 行政管理課 松本課長、長岡課長補佐、藤井主査、加来主事

4 内 容

- (1) 開会
- (2) 委員及び職員紹介
- (3) 会長選出  
土屋委員を会長に選出
- (4) 会長あいさつ
- (5) 会長職務代理者の指名  
小池委員を会長職務代理者に指名

(6) 議事

- ・土屋議長 議事に入る前に、1点、本日の会議の開催結果は松本市附属機関等の設置等に関する要綱に基づき公表することとされており、本日の資料及び発言者、発言内容を記録したものを公表することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ・（異議なし）

【報告事項ア 令和5年度における松本市情報公開制度の実施状況について】

- ・加来主事 （資料に基づき説明）
- ・小池委員 資料1ページの標記について。「請求件数」は件でよいが、公文書数は件ではなく「点」ではないか。公開請求中番号47番の決定内容が「その他」となっているが、その内容は。
- ・加来主事 過去同一の請求があったことから、過去同一の請求があった旨を通知した。当時の結果は不存在。不服申し立ての対象であったことから、掲載したもの。
- ・小池委員 区分としては不服申立という認識でよいか。
- ・松本課長 お見込みのとおり。
- ・土屋議長 不服申し立ては継続中か。
- ・加来主事 処分性がある通知ではないので、却下となっている。
- ・福嶋委員 請求者が過去にした請求の内容という請求がある。何年間保存する

のか。

- ・加来主事 決定した課の対象文書の保存年限による。公開請求に係る年数は10年。
- ・土屋議長 集約。了承。

【報告事項イ 令和6年度における個人情報ファイル簿の作成及び公表について】

- ・加来主事 (資料に基づき説明)
- ・土屋議長 個人情報ファイルというものが法に規定されており、法の規定に基づき公表するもの。資料別紙2はホームページ上で公開されているか。
- ・加来主事 公表している。
- ・小池委員 校務情報統合管理事務というファイルがあると思う。要配慮個人情報を含むとは書いていない。記載内容に病歴等が含まれていることから、要配慮個人情報があると思うので確認いただきたい。
- ・松本課長 確認し、修正したい。
- ・大竹委員 3月に審議会があったことから、新たな個人情報ファイルはその後に作成されたものと認識している。このファイルがどの程度使用されているか。
- ・加来主事 4月1日からインクルーシブセンターが開設され、登録を開始したファイルになる。
- ・大竹委員 ファイルができて担当課の業務は効率的になったか。
- ・松本課長 以前はこども福祉課がアルプキッズ支援室という名称で業務を行っていたものが、4月から組織改編があったもの。
- ・土屋議長 集約。了承。

【報告事項ウ 保有個人情報の目的外利用について】

- ・加来主事 (資料に基づき説明)
- ・土屋議長 従前は、目的外利用について事前に担当課から説明を受け、審議をしてきた。今回は条例の改正により実施後に報告を受けているもの。取り扱う所管課の判断だが、どのような判断経過があるか。
- ・加来主事 担当課からは相当の判断をしたと伝わる場合もあったり、資料が来ることもある。
- ・小池委員 情報取扱所管課の判断という欄だけでは、相当の理由を読み取れない。理由が分かるような記載だとありがたい。
- ・松本課長 今後検討したい。
- ・土屋議長 どの辺りまで掲載できるか。事務処理で必要なこととは思うが、センシティブな情報であればそのような内容でも良いので報告いただくとありがたい。
- ・小池委員 可能であれば、いつ頃情報提供の決定をしたのかということが分かれば流れが分かると思う。

- ・ 加来主事 目的外利用があった場合は速やかに報告する流れになっている。今後は、目的外利用があれば速やかにメールでご報告したい。本日の会議が予定されていたことから報告は行っていなかったが、担当課からは6月中旬頃あがってきたもの
- ・ 山田委員 個人の所得に係る、個人情報に係るデリケートな部分だと思う。どのように運用したり、保護すべき方々にどう落とし込まれているか、情報管理がされているのかを具体的にお示しいただければ、こちらからご提案もできると思う。
- ・ 松本課長 市民の方の利便性だけで判断するのは危険であるので、おっしゃるように運用したい。
- ・ 小池委員 41ページの生活保護世帯所得調査業務で提供する情報が過去何年分であるとか、具体的な事務の内容を記載いただけると、過剰な提供ではないかなどの判断ができる。
- ・ 松本課長 具体的な情報を提供できるようにしていきたい。
- ・ 土屋議長 目的は正当なものであると思う。数、範囲等の記載があると良い。集約。了承。

【報告事項エ 個人情報保護制度の運用状況について】

- ・ 長岡課長補佐 (資料に基づき説明)
- ・ 土屋議長 項目ごと審議したい。規則の改正について。郵送による請求は多いか。
- ・ 長岡課長補佐 遠方にいらっしゃる方、施設に入っている方などが利用するが、年間1件程度。
- ・ 土屋議長 改正については了。情報漏洩について意見はあるか。(意見なし)了。情報公開の電子化については、郵送と併用するか。
- ・ 長岡課長補佐 お見込みのとおり。
- ・ 大竹委員 システムの流れ自体は日常生活で使用するものであるから、問題ないと思う。万全の注意をした上で実施してもらいたい。
- ・ 土屋議長 個人情報開示請求については慎重にお願いしたい。研修についてはどうか。
- ・ 大竹委員 研修実施に当たり、動画を早送りしたりすることの無いよう、見たことがチェックできるような仕組みがあるとよい。動画による研修は、軽く見られがち。やったというだけでは足りない。
- ・ 松本課長 事後アンケートでチェックするなどの仕組みを考えたい。
- ・ 小池委員 最近、豊田市において業務委託先で15万件程度の個人情報が漏えいした事件があった。業務委託先による個人情報の漏えいが問題になっている。松本市においても可能性がゼロではないので、その辺りの対策について。研修の対象には、業務委託の担当者についても含まれるのか。

- ・長岡課長補佐 業務委託先の研修は考えていない。情報セキュリティを所管するDX推進本部が、個人情報の保護に係る項目を仕様に入れている。再受託事業者にまでどのように担保するのかという点が課題として上がっている。受託者及び再受託者双方に目が向くよう、共通仕様書の見直しを進めている。研修の方法等含め、検討を進めたい。
- ・土屋議長 了

【報告事項オ 令和5年度における松本市議会個人情報保護条例の施行状況について】

- ・中田次長補佐 (資料に基づき説明)
- ・小池委員 項目7の54ページ第6条第1項第3号中「議会に対する行為による」と追加された。具体的にどのような内容か。
- ・中田次長補佐 「議会に対するおそれ」は「漏えい等」に係ってくる。具体的には、議会にあるサーバー等への不正アクセス等が考えられる。
- ・小池委員 改正前のもののほうが広いように感じる。
- ・中田次長補佐 個人情報保護法が改正された際、議会が含まれなかった。改正当初に議会に対するものとして限定がなかったことから、今回追加したものと考えられる。
- ・土屋議長 了とします。

【報告事項カ 刑法等の改正に伴う松本市議会個人情報保護条例の改正について】

- ・中田次長補佐 (資料に基づき説明)
- ・土屋議長 了

(7) 閉会

以上